

Q.障がいのあるこどもさんへの支援について

相談支援事業所 ビオス 影谷 聡



福祉サービスの中には、障がいをもつこどもへの支援もたくさんあり、その中から、私たち相談支援専門員が本人、ご家族の希望に沿ったサービスの調整を行っています。

児童のサービス相談で一番多いのが、児童通所支援になります。

児童通所支援には、児童発達支援と放課後等デイサービスがあります。前者は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学児が対象で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。後者は、学校に就学している18歳未満の児童が対象で、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進の支援を行います。

「言葉がでない」「お友達をたたいてしまう」「集中力が続かない」など様々な相談がある中で、例えば「言葉の遅れ」がある子には、通所支援事業所へ繋ぐだけでなく、言語訓練を行う病院の紹介を行ったり、体が小さいお子さんには、「体幹を鍛える」運動療育を取り入れた事業所を勧めるなど、おひとりおひとりと向き合った支援を心掛けています。また、「支援級と普通級の選択」や「高校進学後の進路相談」、「特別児童扶養手当」等の相談も併せて行い、ご両親の負担軽減にも努めています。

相談支援事業所は、ネグレクトやヤングケアラー、ひきこもりといった社会問題となっている事案にも対応していく必要があります。

私は、現在、親がネグレクトのため、ヤングケアラーとなっている児童を担当しています。その子が書いた作文には、「お母さんに自分や兄弟のことをもっともっと知ってほしい」という気持ちが書かれていました。寂しさに耐え、家事や兄弟の世話をし、懸命に生きているなかで、SOSを発信している、そんな現状を知り、心が痛みました。

実際、ヤングケアラーは、遅刻や宿題ができない等の学業に弊害がでていても、こども自身が、「自分は困った状態にある」と認識すること自体が難しいと感じています。私たち相談支援専門員は、日々の相談援助の中で、「身だしなみが整っているか」「生活リズムが整っているか」などに心を配り、今の家庭環境でどういう生活をしているのか、考え想像することが大切だと感じています。

1度きり1回のみ「言葉」でもこどもたちはその言葉を大切に切り開いてくれる子がたくさんいると信じ、私たち相談支援事業所ビオスは、今後もアセスメントに力を入れ、積極的な働きかけ、見守り、声掛けを行っていきます。